

新型コロナウイルス対応かかり増し経費補助金 Q A

	質問内容	回答
対象事業所についての Q A		
1	「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」の対象事業所には、「訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみを行っている事業所」も含まれるのか。	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。
2	濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所…とあるが、この濃厚接触者は、利用者のみをさし、職員や利用者家族等は含まれないのか また、対応したとは、サービス提供をさすことでよいか	いずれもお見込みのとおりです。
3	次の例 1. 2 は「(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業」の職員応援派遣に係る費用に該当するということよろしいでしょうか。 例 1) 施設 A で感染症が発生し、複数職員が陽性・濃厚接触のため勤務ができず、A が人員不足となる。同一法人内の他施設 B から A に職員を派遣し、A の事業を継続。A への派遣により B で生じる人員不足に、他法人施設 C から応援派遣あり。C に対し、B への派遣のための諸経費を補助する。 (発生施設 A ← 同一法人施設 B ← <u>他法人施設 C</u>) かっこ内の <u>二重下線</u> 部分への補助	最終的に施設 A の支援につながるため対象として差し支えありません。
4	例 2) 施設 D で感染症が発生。入所者のうち濃厚接触等の感染リスクのあった者は D でサービスを継続。非感染者は外部の宿泊施設 E へ移動させ、E にてサービスを提供。E へ他法人施設 F から応援派遣あり。F に対し、E への派遣のための諸経費を補助する。 (発生施設 D → 非感染者のみ宿泊施設 E ← <u>他法人施設 F</u>) かっこ内の <u>二重下線</u> 部分への補助	最終的に D の入所者の支援につながることから対象として差し支えありません。
5	補助対象事業所の訪問系対象事業所に介護予防支援がありませんが、対象に含めてよいでしょうか。	別紙対照表の※ 1 のとおり、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとします。
6	補助対象事業所に「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）」と、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）」とありますが、これらの「特定施設入居者生活介護」事業所という理解でよろしいですか。それとも、「特定施設入居者生活介護」に該当しない養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サ付住宅も補助対象なのでしょうか。	お見込みのとおり、特定施設でなくても対象となります。
7	濃厚接触者ではなく、感染が疑われる者（例えば、発熱が続き、PCR 検査の結果、陰性であった者）に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等は対象外としないのか。	発熱のみでは対象となりません。保健所が濃厚接触者と判断している必要があります。
8	サ高住にて訪問介護、通所介護サービスを利用している利用者が感染者だった場合、割増賃金と手当の支給及び消毒費用、衛生用品の購入の補助対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所のみならず、サ高住そのものも対象となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となるのか。	同一法人如何にかかわらず対象となります。

10	感染症の発生者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合には、自主休業をした場合のみ事業の対象となるのか。もしくは、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となるのか。	通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。
11	実施要綱第三条2(1)エについては、居宅訪問によるサービス提供の実施実績がなくとも、利用者からの連絡を受ける体制を整えて、サービス提供の準備までしていれば申請可能なのか。	居宅を訪問することが要件となっています。
12	いわゆる「医療みなし」であり介護サービス事業所の指定を行っていない訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導の各事業所については対象となるか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となります。
13	実施要綱第三条2(1)アにおいて、「保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた」とあるが、市又は特別区からのどのような権限に基づく休業要請を想定しているか。	公衆衛生対策の観点から休業の必要性があると判断した場合に要請する休業等を想定しています。 ※令和2年2月8日付介護保険最新情報Vol.764参照。
14	休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成対象外と考えて良いか。	通所系サービスに限られます。
15	住宅型有料・サ高住の入居者が利用していた居宅サービス事業所が、感染症対策のため事業を縮小したため利用を中止せざるを得なくなり、その影響で当該住宅型有料・サ高住において職員を増員してサービス提供した場合も、連携支援事業の対象になるのでしょうか。	休業要請を受けた事業所、感染者の発生した事業所又は自主休業した事業所と連携した場合は「連携支援事業」の対象となります。
16	別紙基準単価(1)②を申請する場合、例えば、利用者1名の陽性者に対し、3事業所がサービスを提供していた場合は、同一法人であっても他法人であっても3事業所それぞれから申請を受け付けて良いか。	同一法人如何にかかわらず、かかり増した経費があればそれぞれ申請が可能です。
17	別紙基準単価※1中、共生型訪問介護や共生型通所介護の記述がないが、障がい福祉サービス事業所との重複申請は認められるか。	介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となるが、同一のかかり増し経費について、他の補助金との併給はできないので、費用の按分により申請することが適当ですが、介護サービス特有のもの(デイの生活相談員関係経費など)は按分は不要と考えます。
18	実施要綱第三条2(1)エ 「利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で」とありますが、この場合の体制とは、利用者から事業所に電話があった場合に対応できるように、事業所に職員を配置させるだけでもよろしいでしょうか。随時対応等を想定しているのか、具体的な要件をご教授ください。 また、個別サービス計画の内容を変更しないと対象にはならないでしょうか。	実施要綱第三条2(1)エの取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)別紙1に依るものです。同事務連絡ではご質問の内容に係る具体的な要件は提示していませんが、その趣旨は居宅で生活している利用者に対し、できる限りのサービスを提供することにあり、これをふまえれば、各事業所の状況に応じて ・利用者のニーズを把握し、それに応じた対応ができるような体制を整備しておくこと ・個別サービス計画の内容をふまえた対応を行うことが必要になるものと考えます。
19	感染者が発生した施設の併設施設は対象になるのでしょうか。	同一建物内の施設であれば対象になります。
濃厚接触者についてのQ A		
20	介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業の対象者のうち、濃厚接触者に対応した訪問系～事業所とありますが、「濃厚接触者」の定義について教えてください。 ※保健所が濃厚接触者と判断した方のみ対象とするのか、その他に該当するものがあるのか。	濃厚接触者は保健所の判断となります。

21	陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象とのお見込みのとおりです。	お見込みのとおりです。
22	感染者及び濃厚接触者の定義については、保健所等の定義と同じと考えるが、期間について教えてください。一般的には陰性になって2週間と言われているが、今回の補助金の対応期間についても、その期間内のものが対象になるのでしょうか。もしくは、期間関係なく、事業所等の判断で要した経費すべてが対象になるのでしょうか。	濃厚接触者に対応した日以降に発生したかかり増し経費となり、2週間に限定されるわけではありません。
補助経費についてのQA		
23	連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。 ①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。 ②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。	①、②のいずれについても対象となります。
24	従前からの備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合の取り扱いはどうなるのか。	本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。
25	A施設でクラスターが発生し、B施設から応援職員を派遣。B施設の応援職員の賃金について、割増賃金を含めた賃金総額をA施設が負担することとなった場合に、賃金総額を補助対象としてよろしいでしょうか。	対象として差し支えありません。
26	感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず、施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となるのか。	この場合の宿泊経費も補助の対象となります。
27	実施要綱第三条2(1)の対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみか。仮に、申請日以降の予定経費も計上可能なら、リース費用その他の経費の対象期間はいつの分まで計上可能なのか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。
28	対象経費は「当該感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する者は対象外でしょうか？ 若しくは事業所全体で、例示いただきましたすべての経費が対象となるのでしょうか？	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。
29	対象経費の「(割増)賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているか。感染疑い者や濃厚接触者、感染者へのサービス提供を行った介護従事者への危険手当を含むと解してよいか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。
30	事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費等には、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。
31	職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費等には、職員を派遣することにより、派遣元施設等での利用者支援を継続するため、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。

32	既存のスタッフに追加手当を支給する場合も対象か	既存のスタッフ如何にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
33	正規職員の人件費は対象でしょうか。	正規職員の本来業務と感染症対応のため追加で発生した業務の切り分けができるのであれば対象として差し支えありません。（感染症対応のための人件費のみが対象となります）
34	訪問介護事業所：利用者にコロナウイルス感染者が発生したため、サービスに入っていた訪問介護員を2週間自宅待機とし、その間の給与を保証した。 また、5月4日から10日まで自主的に休業し、その間の従業員の給与を6割保障した。 上記賃金について補助金の対象となるか否か。	自宅待機となった者が濃厚接触者となれば補助金の対象となります。
35	通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所について、通所を休業又は縮小して、電話安否確認をした場合の、かかり増し経費についてはどうか	電話の安否確認については介護報酬の対象となりますのでかかりまし経費の対象とはなりません。
36	接触感染防止のために血圧計を増やす経費や、症状として現れる肺炎の悪化に対応するパルスオキシメーターなどの医療機器購入経費も対象として差し支えないか。	差し支えありません。
37	継続支援事業の対象経費の例ウについて 「事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費、・宿泊料、損害賠償保険の加入費用等」が例示されている。 感染者が発生した介護施設では、保健所の指示により10名以上の職員が「濃厚接触者」に指定され自宅待機となる場合がある。 介護施設の運営を継続するために、急遽、他法人が運営する介護施設職員が応援派遣されることが想定される。 そこで、応援を受けた感染者が発生した介護施設運営法人が、他法人からの応援職員に対し、謝金を支払った場合に対象経費として差し支えないか。	差し支えありません。
38	訪問するための、追加人員の確保のためとあるが、報酬との兼ね合いはどうなるのか。	通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外（ヘルパー等）の人員を確保する場合の諸謝金等はかかり増し経費になりますので、対象です。
39	同事業における補助対象経費のうち、「（割増）賃金・手当」とは、割増分のみが補助対象ということか。それとも、従前から勤務するスタッフの人件費についても、補助対象となるのか。	割増分以外にも新たに雇用する場合の人件費も対象となる。従前から勤務する職員の人件費は介護報酬での対応が基本となるが、本事業で特別手当などを補助対象とすることができる。
40	消毒費用や衛生用品購入費用などについて、感染者の発生・濃厚接触者の対応と経費の支出との前後関係をどのように確認するか。 （例えば、濃厚接触者に対応した事業所から、感染防止のためにあらかじめ購入していた衛生用品の購入費用を補助対象経費として申請された際に、どこまでが補助対象経費と認められるのか。対応の後だけか、1/15以降はすべて認められるのか）	左の例でいえば、濃厚接触者が発生した時点からのかかり増し経費となります。
41	感染の疑いのあるものが発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った場合は、対象となるのか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのか。	左の例でいえば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。

42	対照表で例示されている対象経費の例工における「介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指すか。	例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などが想定されます。
43	派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられる。その場合の人件費は、対象経費となるか。	その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかかり増し経費となります。
44	通所リハビリテーション事業所が、代替として当該事業所職員による訪問サービスを提供するため、タブレットを購入した場合、別紙の対象経費の例コ～セに当たらず、キとも異なる認識でありますが、当該支援事業の対象になるのでしょうか。	例示に無い場合でも、事業内容に照らし合わせて必要であれば対象としてさしつかえありません。
その他Q A		
45	初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできないのか。	原則1回ですが、資金繰り等やむを得ない場合については、実施要綱別添の基準額までは追加で申請が可能です。（2回とはカウントしない）
46	1事業所・施設当たり1回までの助成とされているが、「（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「（2）介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければならないのか。	（1）と（2）を実施する場合は、別の目的の事業であるため、両者を算定可能です。タイミングが同時期でない場合など必ずしも1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。
47	基準単価で、介護老人福祉施設等は1定員当りの単価に定員数を単純に乗じれば良いのでしょうか。感染症の対応をしたフロアやユニットの定員数など、限定的に積算することになるのでしょうか。	総定員数を乗じてください。
48	継続支援については、福祉用具貸与事業所は対象外となっていますが、なぜでしょうか。居宅を訪問した場合に、濃厚接触者に対応するという事も考えられますが、いかがでしょうか。	福祉用具は人が集まって提供される形態ではなく、また、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため、対象外という整理となりました。 ただし、他サービスとの連携支援への補助に関しては、福祉用具事業所も関係者の一員として対象となっています。 また、福祉用具貸与事業所はモニタリングを居宅訪問で行わなくてよいことになっております。
49	埼玉県内に多数の事業所を有する法人の場合、政令市、中核市ごとに申請を行い、政令市・中核市以外に存する事業所分のみを取りまとめて都道府県に申請するという理解でよいか。	お見込みのとおりです。